

鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 擁壁

住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。

(2) ブロック塀

補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。

(3) 対象建物等

住宅、建築物、擁壁若しくはブロック塀をいう。

(4) 耐震診断

国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第一号イ、ロ 又は第二号イ、ロに定める耐震診断をいい、別表1、別表3、別表6又は別表9の補助要件に定める耐震診断基準により行われるものをいう。

(5) 改修設計

国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第一号ハ、第二号ハ又は第三号イに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く）をいう。

(6) 耐震改修、建替又は除却

国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第三号イ、ロ、第四号、第五号、第六号又は第十二号に定める耐震改修、建替又は除却をいう。

(7) 耐震改修等

耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。

(8) 設計図書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第12号に定める書類をいう。

(9) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」

一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。

(10) 指針

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（別添））をいう。

(11) 要緊急安全確認大規模建築物

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日国住街第223号国住市第156号。以下、「緊促要綱」という。）第3第1項で交付対象となる建築物をいう。

(12) 防災拠点建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する建築物をいう。（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）

(13) 通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。（耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）

(14) 緊急輸送道路沿道等建築物

緊促要綱第3第6項で交付対象となる住宅及び建築物をいう。

(15) 避難路沿道等建築物

緊促要綱第3第7項で交付対象となる住宅及び建築物をいう。

- (16) 避難所等
緊促要綱第3第5項で交付対象となる建築物をいう。
- (17) 特定天井
国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第六号で交付対象となる天井をいう。
- (18) 居室単位耐震改修
特定の居室部分に限定した耐震性能を確保するための耐震改修で、生活環境部長が別に定める基準に適合するものをいう。
- (19) 耐震シェルター
地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限る。）で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。
- (20) 耐震ベッド
就寝中の安全を確保するため、金属製フレーム等で上部を覆ったベッドで、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。
- (21) 非構造部材
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。
- (22) 耐震診断義務付けブロック塀
通行障害既存耐震不適格建築物のうち耐震改修促進法施行令第4条第1項に規定するブロック塀をいう。
- (23) 避難路沿道ブロック塀
市町村が地域防災計画又は耐震改修促進計画に記載する避難路沿いにある既存不適格ブロック塀をいう。
- (24) アクションプログラム
国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①2. 第2項で定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラムをいう。
- (25) 省エネ改修等
国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第十三号ハ、二に定める改修若しくは建替え、緊促要綱第3第14項で交付対象となる改修若しくは建替え、又は国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(20)3. 第3号、第4号に定める改修若しくは建替え。
- (26) 省エネ基準
国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(20)2. 第2項第六号に定める省エネ基準。
- (27) ZEH水準
国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(20)2. 第2項第七号に定めるZEH基準。
- (28) 高齢者
交付決定を受けた年度の3月31日時点で満65歳以上の者。
- (29) 障がい者
次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる障害のある者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までであるもの。
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含む。)で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級又は2級であるもの。
 - ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者で、その障害の程度が重度又は中度であるもの。
- (30) 要介護者等
介護保険法(平成9年法律第23号)第7条第3項に定める要介護者又は同上第4項に定める要支援者。
- (31) 避難行動要支援者
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第1項に定める避難行動要支援者で、

市町村が作成する避難行動要支援者名簿に登録されている者をいう。

(32) 利子補給制度

国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第3項第一号イに定める利子補給制度をいう。

(33) 買取再販住宅

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1項第三号に規定する宅地建物取引業者が販売を前提として取得した既存住宅をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物、擁壁（住宅又は建築物に付属するものに限る。以下同じ。）及びブロック塀の耐震診断及び耐震改修並びに住宅・建築物の建替及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業について、国要綱及び緊促要綱に基づいて事業を行う市町村に対して予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、間接補助事業に係る補助の対象が同一である県の他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。

(1) 木造住宅耐震化促進事業

既存木造住宅を対象に市町村が行う耐震診断事業又は既存木造住宅の耐震診断、若しくは耐震改修に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助対象経費若しくは間接補助対象経費、補助要件、補助率（以下、「補助内容」という。）は別表1に定めるとおりとする。

(2) 木造住宅耐震化総合支援事業

アクションプログラムを策定し、当該プログラムに基づく取組の進捗状況を把握、検証、公表する市町村に存する木造住宅の改修設計及び耐震改修（建替を含む）を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表2に定めるとおりとする。

(3) 非木造住宅耐震化促進事業

既存非木造住宅を対象に市町村が行う耐震診断事業又は既存非木造住宅の耐震診断、若しくは耐震改修に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表3に定めるとおりとする。

(4) 非木造住宅耐震化総合支援事業

アクションプログラムを策定し、当該プログラムに基づく取組の進捗状況を把握、検証、公表する市町村に存する非木造住宅の改修設計及び耐震改修（建替を含む）を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表4に定めるとおりとする。

(5) 屋根瓦耐風・耐震対策事業

既存屋根瓦の耐風・耐震対策に要する費用の一部を当該住宅及び建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表5に定めるとおりとする。

(6) その他の住宅耐震化促進事業

既存住宅の除却、居室単位耐震改修、耐震シェルターの設置又は耐震ベッドの設置に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表6に定めるとおりとする。

(7) 建築物耐震化促進事業

既存建築物（要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等を含む）の耐震改修等に要する費用の一部を当該建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表7に定めるとおりとする。

(8) 特定天井耐震対策事業

既存建築物の特定天井の耐震対策に要する費用の一部を当該建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表8に定めるとおりとする。

(9) 非構造部材耐震対策事業

既存住宅、建築物及び避難所等の非構造部材（窓ガラス、天井、照明設備等）の耐震対策に要する費用の一部を当該住宅及び避難所等の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表9に定めるとおりとする。

(10) ブロック塀等耐震対策事業

既存ブロック塀等の除却又は改修（除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣・木塀等での復旧）に要する費用の一部を該当ブロック塀の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表10に定めるとおりとする。

(11) 耐震化普及啓発学習会事業

住宅耐震化の普及啓発を目的として、県内の住宅の所有者等に対して市町村が学習会、出前説明会、戸別訪問等を開催する事業をいい、補助内容は別表13に定めるとおりとする。

(12) 省エネ改修等推進事業

既存住宅、建築物の省エネ改修等に要する費用の一部を当該住宅又は建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表14に定めるとおりとする。

2 前項各号の事業に係る間接補助対象経費の額については、仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、当該申請に係る市町村事業又は間接補助事業（以下「対象事業」という。）について、国要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を市町村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると市町村が確認した日以降に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項各号に規定する事業に係る間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業

段、第17条、第25条及び第26条	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金に係る補助対象経費の3割（経費の3割に相当する金額が3,000千円以下であるときは3,000千円）を超える減額に係る変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 前条第1項に規定する変更該当しない変更
- (2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、原則として対象事業の完了又は間接補助金の交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（第1項の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月10日までに様式第5号により行わなければならない。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して様式第6号により報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に様式第6号により報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、間接補助事業について本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月13日から施行し、平成17年度の間接補助事業から適用する。

(鳥取県震災に強いまちづくり促進事業の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、平成17年10月12日限り廃止する。

(1) 鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成15年3月26日建第1037号鳥取県県土整備部長通知）

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後、平成17年度に限り、第6条第1項の規定の適用については、同項中「毎年4月30日までに」とあるのは、「12月28日までに」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年5月30日から施行し、平成18年度の間接補助事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年5月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成20年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成21年5月14日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年7月31日から施行し、平成21年6月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月30日から施行し、平成22年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年12月28日から施行し、平成22年12月28日以降の補助事業から適用する。

2 第4条第1項第4号の規定は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この改正は、平成23年7月14日から施行し、平成23年7月14日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年1月14日から施行し、平成26年1月14日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年6月23日から施行し、平成26年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年10月22日から施行し、平成30年10月22日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年7月19日から施行し、令和元年7月19日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年10月21日から施行し、令和元年10月1日以降完了の補助事業について適用する。

附 則

この改正は、令和2年3月25日から施行し、令和2年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年3月25日から施行し、令和3年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年7月21日から施行し、令和4年7月21日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月4日から施行し、令和6年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 6 月 18 日から施行し、令和 6 年 6 月 18 日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降の補助事業から適用する。